

藤岡市農業委員会
令和3年第11回
定例会議事録

令和3年11月5日招集

令和3年藤岡市農業委員会第11回定例会議事録

令和3年11月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和3年藤岡市農業委員会第11回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 63号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 64号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 65号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 66号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 67号 農地法第5条の規定に係る公売農地買受適格証明願について
議案第 68号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 69号 農用地利用配分計画（案）について
報告第 22号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 23号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（13名）

- | | | | | | | | |
|------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 秋山 幸夫 | 2 番 | 宮澤 一夫 | 3 番 | 清水 文江 | 4 番 | 浦部 隆 |
| 5 番 | 浅見 健司 | 6 番 | 折茂 新一 | 8 番 | 関根 隆雄 | 9 番 | 折茂 高弘 |
| 10 番 | 金澤 貞夫 | 11 番 | 岩下 次夫 | 12 番 | 茂木 由子 | 13 番 | 山口 暁 |
| 14 番 | 福田 俊太郎 | | | | | | |

[出席農地利用最適化推進委員]（なし）

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 塚本 良 | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 次長補佐兼係長 | 岸 憲彦 | 主 任 | 牧 眸美 |
| 主 任 | 笠原 諒亮 | | |

（開会13時27分）

事務局次長 ただ今より令和3年第11回定例会を進行させていただきます。
本日も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、推進委員さんのご出席はご遠慮いただいております。また下審査につきましては、東庁舎2階大会議室を用意しておりますので、2班の委員さんは移動をお願いいたします。それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

事務局次長 ありがとうございます。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より令和3年第11回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので、本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。9番 折茂（高弘）委員、10番 金澤委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。議案第63号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 議案第63号整理番号1番について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第63号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第63号整理番号1番については申請のとおり決定します。続きまして、議案第64号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第65号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第66号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時34分)

(再開14時34分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第64号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長

報告いたします。議案第64号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、森新田のMさんが、効率的な農業経営のため、森新田の農地2筆、447㎡を贈与で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、また議案書21ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第64号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第64号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第64号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長

報告いたします。議案第64号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは、整理番号2番と3番の2件です。整理番号2番は、市内の医療法人が、入所者に対し、農業を通じて介護等の行動支援及び必要な医療を行うため、下大塚の農地1筆、1,180㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、また議案書21ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各項にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、上落合のKさんが、農業経営の規模拡大を図るため、上落合の農地1筆、535㎡を売買で取得するものです。下審査においては申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書22ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各項にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第64号整理番号2番と3番について2班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第64号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第64号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第64号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第64号整理番号3番は許可と決定します。続きまして、議案第65号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第65号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、中栗須のKさんが、中栗須の農地を露天駐車場用地として転用するもので、面積は1,055㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、三ツ木のKさんが、三ツ木の農地を牛の飼育施設用地として転用するもので、面積は2,691㎡、農地区分は第2種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第65号について1班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第65号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第65号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第65号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第65号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、議案第66号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第66号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から6番の6件です。整理番号1番は、森のNさんが、藤岡の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は320㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、中栗須のMさんが、藤岡の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は363㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、市外の法人が、立石の農地を売買で取得し、建売住宅用地として転用するもので、面積は177㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、中栗須のHさんが、白石の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は375㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、三ツ木のKさんが、三ツ木の農地を売買で取得し、牛の飼育施設用地として転用するもので、面積は103㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号6番は市外の法人が、三ツ木の農地を太陽光発電パネル設置用地として転用するにあたり、地上権の設定を受けるものです。面積は955㎡、農地区分は第2種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告

を終わります。

議長

議案第66号整理番号1番から6番について1班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第66号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第66号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第66号整理番号3番は許可と決定します。次に整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありましたので議案第66号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第66号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第66号整理番号6番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第66号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号7番から14番の8件です。整理番号7番は、市外の法人が、下戸塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は11,561㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、河川法の許可を前提条件に、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号8番は、市外の法人が、岡之郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は13,873㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、河川法の許可を前提に、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号9番は、市外の法人が、上大塚の農地を公売で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は221㎡、農地区分は第2

種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号10番は、岡之郷のOさんが、篠塚の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は425㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号11番は、市外の法人が、根岸の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,436㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号12番は、市外の法人が、神田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は2,285㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号13番は、市外の法人が、神田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は3,112㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号14番は、市外の法人が三本木の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,473㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第66号整理番号7番から14番について、2班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

福田委員

河川敷内の農地で、河川法の許可が必要なのも当然ですが、藤岡市のハザードマップを見ると、この地域は3メートル未満の浸水区域となっております。水害時の対応については、堤防内の農地を一時借受けて、太陽光発電パネルを移動させるという事ですが、現実性がないのではないかと思います。災害時では作業自体も危険ですし、移動先の農地も3メートル未満の浸水区域内にあります。もしこの案件が許可になるようならば、今後堤防外の開発が進む可能性があるかと思えます。今回の件は、他の地域と比べ安全であるという根拠が必要であると思えます。

事務局

河川区域内は、原則工作物を設置出来ない為、今回は高崎河川国道事務所へ河川法の許可を申請しております。農地法の許可も、河川法の許可が前提になります。今回の審議は他の区域と同様に、農地法上の観点からは農地区分は2種農地であるので、立地基準、一般基準について審

議して頂き、班長報告では河川法の許可との条件付きではありますが、許可相当との報告を受けました。現実的に災害時には、工作物を避難させる事など、国土交通省に提出された河川法の許可申請に入っております。申請した業者には、河川法の許可がなければ、農地法の許可もおりない事は、伝えております。

議長 ここで少し休憩を入れましょう。

(休憩 14:58)

(再開 15:05)

議長 休憩を解いて再開します。議案第66号整理番号7番について、他にご意見はありましたらお願いします

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号7番について、河川法の許可を条件に許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。議案第66号整理番号7番は面積が3,000㎡を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号8番について、河川法の許可を条件に許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。議案第66号整理番号8番は面積が3,000㎡を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。次に整理番号9番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第66号整理番号9番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第66号整理番号9番は許可と決定します。次に整理番号10番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号10番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第66号整理番号10番は許可と決定します。次に整理番号11番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第66号整理番号11番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので議案第66号整理番号11番は許可と決定します。次に整理番号12番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号12番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第66号整理番号12番は許可と決定しま

す。次に整理番号13番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので採決します。議案第66号整理番号13番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第66号整理番号13番は面積が3,000㎡を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。次に整理番号14番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号14番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので議案第66号整理番号14番は許可と決定します。続きまして、議案第67号農地法第5条の規定に係る公売農地買受適格証明願について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第67号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第67号農地法第5条の規定に係る公売農地買受適格証明願について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第67号農地法第5条の規定に係る公売農地買受適格証明願については、原案のとおり決定します。続きまして、

議案第68号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 　　ただ今、議案第68号について、事務局の説明が終わりましたが、初めに議案書10ページから13ページの利用権の設定について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 　　特に、意見もないようですので、採決します。議案第68号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画利用権の設定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 　　挙手全員でございますので、議案第68号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画利用権の設定については原案のとおり決定します。次に議案書14ページの所有権の移転について、審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(浅見職務代理退席)

議長 　　それでは、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 　　特に意見もないようですので、採決します。議案第68号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画所有権の移転について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 　　挙手全員でございますので、議案第68号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画所有権の移転については原案のとおり決定します。続きまして、議案第69号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 　　ただ今、議案第69号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 　　特に、意見もないようですので、議案第69号農用地利用配分計画（案）について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 　　異議なしと認め、議案第69号農用地利用配分計画（案）については、そのように決定します。続きまして、報告第22号・23号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 　　ただ今、報告第22号・23号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 　　特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和3年第11回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 15時20分)